

(参考資料)

学校感染症の種類と出席停止期間について

下記の疾患にかかった場合は，本人の健康回復と周囲への感染防止のため，学校保健安全法の規定により医師が感染のおそれがないと認めるまでの期間，出席停止の措置がとられます。

学校感染症の種類と出席停止期間は，以下の表のとおりです。

感染症の種類	疾 患 名	出席停止の期間の基準
第 一 種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ熱，ラッサ熱，急性灰白髄炎（ポリオ），ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス），中東呼吸器症候群（MERSコロナウイルス），特定鳥インフルエンザ，新型インフルエンザ等感染症，指定感染症および新感染症	治癒するまで
第 二 種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後 5 日を経過し，かつ解熱した後 2 日を経過するまで
	百 日 咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適切な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し，かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水 痘（みずぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結 核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

第 三 種	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎，その他の感染症	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
-------	---	----------------------------

※その他の感染症とは

学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため，必要があれば学校長が学校医の意見を聞き，第三種の感染症として措置をとることができる疾患です。

出席停止の指示をするかどうかは，感染症の種類や各地域，学校における感染症の発生・流行の態様などを考慮の上，判断する必要があります。以下に、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例を挙げます。

- 感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症など） ●マイコプラズマ感染症 ●手足口病
- 溶連菌感染症 ●帯状疱疹など